

諮詢番号：令和7年度諮詢第4号

答申番号：令和7年度答申第6号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

処分庁広島市A福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和7年2月27日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

他県の仕事先で働いて得たお金を取りられる理由がない。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 法の規定等

###### ア 法の規定

(ア) 法第4条第1項は、保護（法第2条の規定による保護をいう。以下同じ。）は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

(イ) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。また、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬ。」と規定している。

(ウ) 法第29条は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、官公署等に対し、要保護者等に関する必

要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる旨規定している。

- (エ) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。
- (オ) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する」と規定している（なお、広島市では、同項の規定による費用徴収の決定に関する事務は、市長から福祉事務所長に委任されている（広島市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和29年広島市規則第57号）第5条第2項第1号）。

#### イ 国の通知

生活保護行政の運営は、従前より、国（厚生労働省）が示してきた通知（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）等。以下総称して「国の通知」という。）により取り扱われてきたところ、国の通知のうち、本件に関係する定めは次のとおりである。

- (ア) 仕送り、贈与等による収入（次官通知第8の3(2)イ(ア)）  
他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適當としないもののほかは、すべて認定すること。

- (イ) その他の収入（次官通知第8の3(2)エ(イ)）

不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（中略）が、世帯合算額8000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

- (ウ) 法第78条を適用する場合の控除（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「生活保護手帳別冊問答集」という。）問13の23答(3)）

保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適當ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである（後略）。

- (エ) 法第78条の趣旨（「生活保護行政を適正に運営するための手引について」平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（以下「適正運営手引」という。）IV 4(1)）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせた者は刑法（明治40年法律第45号）該当条文（詐欺等）又は法第85条の

規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、係る不法行為により不正に保護を受けた者から保護費又は就労自立給付金を返還させるよう法第78条が規定されている。

注)「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。なお、不正な手段には、保護を受けることを直接の目的として自ら身体を傷害した場合や、他人に交付された医療券を譲り受けてこれを悪用して医療扶助を受けた場合等も含むものである。

(オ) 法第78条の適用（適正運営手引IV 4(2)）

不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行ったうえで、不正受給の事実が確認できた時点で所長等幹部職員を交えたケース診断会議等で十分協議検討し、その処理方法等を決定する。会議では、費用返還（法第63条）又は費用徴収（法第78条）の検討を行うとともに、保護の要否判定を行う。法第78条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。

- a 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。
  - b 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
  - c 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。
  - d 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき。
    - ・ したがって、例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条ではなく法第78条を適用すべきである。
    - ・ また、費消したという本人の申立のみで安易に法第63条を適用し、不正額の一部を返還免除するような安易な取扱いは厳に慎むべきものである。
- ※生活保護手帳別冊問答集問13の1②にも法第78条によることが妥当な場合としてaからdまでと同内容の記載がある。

(カ) 不正受給額の確定（適正運営手引IV 4(3)）

法第78条に基づく返還額の決定は、保護の実施機関ではなく、保護費又は就労自立給付金を支弁した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに法第78条による徴収額は、不正受給額を全額又は徴収する額にその100分の40を乗じて得た額を加算した額の範囲内で決定するものであって、

法第63条のような保護の実施機関が徴収額から自立更生のために充てられる費用を控除する余地はない。

(2) 本件処分について

ア 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。国の通知について、次官通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準に当たり、生活保護手帳別冊問答集は、国が定めた保護の実施要領等の規定の解釈を具体例に沿って問答形式で示したものである。そして、適正運営手引は、生活保護行政の適正な運営という観点から、関連事項を整理した手引として示したものであり、これらの内容は法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

イ 未申告の入金52万5950円のうち、「B」からの令和5年9月11日の入金15000円及び同月12日の入金15000円並びに「C」からの令和5年9月7日の入金1500円の合計3万1500円を除いた、49万4450円（以下「本件収入」という。）は、仕送り又は臨時の収入であり、法第61条に基づき申告すべき「収入」に当たる。

ウ 「不実の申請その他不正な手段」の該当性

(ア) 法第78条第1項に規定する「不実の申請その他不正な手段」について  
積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされている（前記(1)イ(エ)）。

また、大阪高裁平成29年3月17日判決（判例地方自治445号79頁）も、法は、被保護者に届出義務を課すことにより（法第61条）、「法第4条及び第8条の趣旨にかなった保護を実施することを図りつつ、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がある場合には、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができるものとしているのであって（第78条）、これらの規定に照らすと、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をすることのみならず、消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしないことも含まれると解するのが相当である。」と判示している。

(イ) 本件において、審査請求人は、処分序宛てに署名をした「『生活保護のしおり』の説明・受領確認書」（以下「説明・受領確認書」という。）を提出している（審理員意見書第1の3）。

「生活保護のしおり」には、「保護費以外の収入があればどんな収入でも、くわしく、正しく、すみやかに届けてください。」（3ページ下から16～15行目）、「収入申告が必要な場合には、次のような例があります。」（3ページ下から10行目）として、その例の1つに「臨時収入があったとき。」（4ページ5行目）が挙げられ、さらにその例の1つに「仕送り」（4ページ6行目）が

挙げられ、「収入の申告をしなかったり、偽りの申告をして不正に保護を受けたときは、不正に受けた保護費を徴収します。」(6ページ下から10~9行目)と記載されており(審理員意見書第1の3)、審査請求人は処分庁から本件収入は法第61条に規定する収入変動等に係る届出の義務(以下「届出義務」という。)の対象となる収入に該当することを認識するに足りる説明を受けていたといえる。

それにもかかわらず、審査請求人は、処分庁に対して本件収入を申告しなかった(審理員意見書第1の2)。

そして、審査請求人が本件収入を申告しなかったことにより本件収入が審査請求人の世帯の収入とされず、審査請求人は本件収入に係る収入充当額が控除されていない保護費を受給した(審理員意見書第1の4)。

(イ) 以上のとおり、審査請求人は、収入について届出義務があることを認識しながらこれを怠り、これにより本来受給すべき保護費の額(未申告分の収入が収入認定された場合に受給する保護費の額)を超える額の保護費を受給したのであるから、法第78条第1項の規定する「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえる。

よって、処分庁は、本来受給すべき保護費の額を超えた額について、法第78条第1項の規定により、当該額を徴収することができる。

## エ 費用徴収額について

(ア) 法第78条を適用する場合は、「各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている(前記(1)イ(ア))。

また、最高裁平成30年12月18日第三小法廷判決(民集72巻6号1158頁)も、「法78条も、保護の制度をその悪用から守ることを目的として、所定の徴収権を付与する趣旨の規定と解されるから、被保護者がその収入の状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入のうち被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきであった部分に相当する額は、広く同条に基づく徴収の対象となるものと解すべきである。」と判示している。

(イ) 本件収入について、必要最小限度の実費と認められるものではなく、費用徴収額は、本件収入額(審理員意見書第1の6)と同額の49万4450円となる。

## (ア) まとめ

したがって、本件処分における費用徴収額(審理員意見書第1の6)は、前記(イ)の額と同額であり、適正である。

## オ 手続は国の通知に則して行われているか

(ア) 不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行った上で、不正受給の事実が確認できた時点でケース診断会議等において十分協議検討して決定することとされ(前記(1)イ(オ))、「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が

提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき。」（前記(1)イ(オ) d）は法第78条によることが妥当であるとされている。

本件処分は、A福祉事務所の所長以下複数の職員から成るケース診断会議において協議検討され、「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき。」（前記(1)イ(オ) d）に該当すると判断して法第78条を適用しており（審理員意見書第1の6）、適正運営手引（IV 4(2)参照）に示された適正な手順にのっとって行われたことが認められる。

(イ) よって、本件処分に係る手続は、国の通知に則して適正に行われていることが認められる。

#### カ 小括

以上のとおり、処分庁が法第78条第1項の規定に基づき費用徴収することとし、費用徴収額を49万4450円とした本件処分は違法又は不当ではない。

#### (3) 審査請求人の主張（前記第2）について

##### ア 審査請求人の主張

他県の仕事先で働いて得たお金を取られる理由がない。

##### イ 審査請求人の主張に対する判断

本件処分に違法又は不当な点はないことは前記(2)において述べたとおりであるから、審査請求人の主張は理由がない。

#### (4) まとめ

以上の次第であり、本件処分は、第78条第1項の規定に基づき適法に行われたものであるから、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。

### 第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

### 第5 調査審議の経過

令和7年7月15日 審査庁から諮問書を受領

令和7年7月28日 第1回合議体会議 調査審議

令和7年8月18日 第2回合議体会議 調査審議

### 第6 審査会の判断の理由

#### 1 本件処分について

(1) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり、その実施に関する次官通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準に当たる。また、生活保護手帳別冊問答集及び適正運営手引は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解

釈運用指針として合理的なものであると認められる。

(2) 本件収入は、仕送り又は臨時の収入であり、法第61条に基づき申告すべき「収入」に当たる。

(3) 「不実の申請その他不正な手段」の該当性

ア 法は、被保護者に届出義務を課すことにより（法第61条）、法第4条及び第8条の趣旨にかなった保護を実施することを図りつつ、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がある場合には、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができるものとしているのであって（第78条）、これらの規定に照らすと、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をすることのみならず、消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしないことも含まれると解するのが相当である（大阪高裁平成29年3月17日判決（判例地方自治445号79頁）参照、適正運営手引IVの4(1)同旨）。

イ 本件において、審査請求人は、処分庁宛てに署名をした説明・受領確認書を提出しており、「生活保護のしおり」と処分庁からの説明・受領確認書の記載のほか、審査請求人が現に障害年金、年金生活者支援給付金、特別臨時給付金などを収入と認識して収入申告を行っていることからすると、審査請求人は収入があるときは届出義務の対象となることを認識するに足りる説明を処分庁から受けているといえる。

そして、審査請求人が本件収入を申告しなかったことにより本件収入が審査請求人の世帯の収入とされないまま、審査請求人は、本件収入に係る収入充当額が控除されていない保護費を受給した。

ウ 以上のとおり、審査請求人は、収入について届出義務があることを認識しながらこれを怠り、これにより本来受給すべき保護費の額（未申告分の収入が収入認定された場合に受給する保護費の額）を超える額の保護費を受給したのであるから、法第78条第1項の規定する「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえる。

よって、処分庁は、本来受給すべき保護費の額を超えた額について、法第78条第1項の規定により、当該額を徴収することができる。

(4) 費用徴収額について

ア 法78条は、保護の制度をその悪用から守ることを目的として、所定の徴収権を付与する趣旨の規定と解されるから、被保護者がその収入の状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入のうち被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきであった部分に相当する額は、広く同条に基づく徴収の対象となるものと解すべきである（最高裁平成30年12月18日第三小法廷判決（民集72巻6号1158頁）参照）。また、これを適用する場合に各種控除を適用することは適當ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべ

きである（生活保護手帳別冊問答集問13の23答(3)参照）。

イ 本件収入について必要最小限度の実費と認められるものはないことから、本件収入についての費用徴収額は本件収入における収入総額（49万4450円）と同額となる。

ウ よって、本件処分における費用徴収額は、前記イの額と同額であり、適正である。

#### (5) 小括

以上のとおり、処分庁が法第78条第1項の規定に基づき費用徴収することとし、費用徴収額を49万4450円とした本件処分は違法又は不当ではない。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、他県の仕事先で働いて得たお金を取りられる理由がない旨主張する。

しかしながら、仮に、本件収入が他県での就労によって得たものであっても、本件収入が届け出なければならない収入に当たり、審査請求人が本件収入に係る収入充当額が控除されていない保護費を受給したことにより保護を受けたといえる。また、被保護者がその収入の状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入から必要最初限度の実費を除いた額の全てを徴収対象とすべきであり、本件処分に違法又は不当な点はないことは前記1において述べたとおりであるから、審査請求人の主張は理由がない。

#### 3 まとめ

以上の次第であり、本件処分は、第78条第1項の規定に基づき適法に行われたものであるから、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。

#### 4 結論

以上の次第であるから、本件処分に違法性・不当性は認められない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 新井 誠、 委員 福永 実、 委員 木村 文子